

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案に対する修正案要綱

- 1 政府は、財政法第4条第1項ただし書等の規定により発行する公債のほか、平成24年度から平成27年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。 (第2条第1項関係)
- 2 1の公債の発行は、当該各年度の翌年度の6月30日までの間、行うことができることとする。この場合において、当該各年度の翌年度の4月1日以後発行される1の公債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とすること。 (第2条第2項関係)
- 3 政府は、1の公債を発行する場合においては、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において1の公債の発行額の抑制に努めるものとする。 (第3条関係)
- 4 政府は、平成24年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において1の公債の発行額を抑制するものとする。 (附則第2項関係)